

# 災害時住民支え合いマップ 活用事例集



社会福祉法人 長野県社会福祉協議会

## はじめに

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震では、巨大地震と大津波により、東日本の沿岸部に広範囲にわたる被害をもたらしました。今なお、多くの被災者が避難生活を余儀なくされている中、復興に当たっては、被災者、被災地の住民のみならず、国民全体が相互扶助と連帯のもとでそれぞれの役割を担っています。

大規模災害について振り返ると、平成 7 年の阪神・淡路大震災では 6 千人を超える方々が犠牲になりました。被害が大きかった神戸市長田区の真野地区では、住民活動がもとより活発な地区であったため、被災時に地区ぐるみのバケツリレーで火災の拡大を食い止め、犠牲を最小限に食い止めました。また、淡路島の北淡町では、日頃から見守りネットワークとしての活動が活発に取り組まれていたため、地震発生当日の午後 3 時すぎには全員の安否確認が終了しました。平成 16 年 7 月の梅雨前線豪雨や、新潟県中越地震では、無事に避難できた人の 75%は、地域の人々の支援（安否確認や避難誘導など）といわれています。

本県及び近県に限ってみても、平成 17 年 12 月から平成 18 年 1 月にかけての豪雪災害、同年 7 月の豪雨災害、平成 19 年 3 月 25 日の石川県能登半島地震、同年 7 月 16 日の新潟県中越沖地震、東北地方太平洋沖地震の翌日（平成 23 年 3 月 12 日）未明に発生した長野県北部地震、同年 6 月 30 日に発生した長野県中部を震源とする地震、平成 24 年の長野県北部を中心とした豪雪等、枚挙に暇がありません。

災害はいつどこで発生するかわかりません。いざ災害が発生したとき、頼りになるのは近隣の住民ではないでしょうか。突然の災害は、特に地域で暮らす災害時要援護者（注）にとって、事態は緊急かつ深刻です。こうしたことから、災害時における住民支え合いが重要であるといえます。

内閣府では、平成 17 年 3 月に「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を策定（平成 18 年 3 月に同ガイドラインを改訂）し、国や都道府県、市町村等が避難対策を進めるための方針を示しました。

その中で市町村は、防災関係部局、福祉関係部局、自主防災組織、福祉関係者等との連携のもと、災害時要援護者に関する情報を平時から管理するとともに、一人ひとりの災害時要援護者に対して複数の支援者を定める等、具体的な避難支援計画（避難支援プラン）を整備しておくことが重要であるとされています。

これを受けて長野県が定めた「長野県地域防災計画」において、災害時要援護者の避難支援対策については、市町村が要援護者の態様に配慮した避難支援計画を早期に具体化することとされています。

しかしながら、一人ひとりの災害時要援護者について、本人の意向を確認したうえで、いかなる災害にも対応できるように、避難場所や避難経路、避難方法などを詳細に定めることは容易なことではありません。何よりも、本人にとって災害が身近なものである

といった認識を持つことが必要です。

こうしたことから、災害時要援護者の避難支援対策に着手する契機として、長野県と長野県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が協働して、平成 17 年度から「住民支え合いマップ」（地域住民に支え合いの地域福祉文化を育む手段として、木原孝久氏〔住民流総合福祉研究所〕の研究・実践が全国各地で進められ、長野県内の市町村でも、モデル的な取り組みが行われている）の手法をモデルとした「災害時住民支え合いマップ」作りを進めました。

「災害時住民支え合いマップ」については、災害時要援護者の個別避難支援計画の策定につながることで、マップの策定過程を通じて、災害時のみならず日常の生活においても地域での住民同士の支え合い活動・地域福祉活動が進められることを目標としました。

長野県中期総合計画(平成 20 年度～平成 24 年度)においても地域防災、地域の支え合いによる福祉の推進に資することを目的に、県内全市町村で「災害時住民支え合いマップ」作りに取り組むことを目指しました。

平成 24 年 3 月 31 日現在でとりまとめた調査結果から、長野県下 77 市町村のうち 74 市町村が何らかの取り組みを行う、若しくは行う予定としています。

この活動を進めるために、平成 20 年に長野県では、県社協の協力のもと、参考事例集（活動の参考手引き）を作成しました。本事例集は、平成 20 年に作成した参考事例集に、その後の取り組み等を踏まえて大幅に加筆修正を加えたものです。

この事例集が住民支え合いのまちづくりの一助となれば幸いです。

(注)「災害時要援護者」とは

いわゆる「災害時要援護者」とは、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々をいい、一般的に高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊婦等があげられている。

要援護者は新しい環境への適応能力が不十分であるため、災害による住環境の変化への対応や、避難行動、避難所での生活に困難を来すが、必要なときに必要な支援が適切に受けられれば自立した生活を送ることが可能である。

なお、要援護者情報の収集・共有に取り組んでいくに当たっては、現在の市町村の取組状況に関する次の①～③の例などを参考に、対象者の考え方（範囲）を明らかにし、重点的・優先的に進めていくことが重要である。

<例>

- ① 介護保険の要介護：要介護3（重度の介護を要する状態：立ち上がりや歩行などが自力でできない等）以上の居宅で生活する者を対象としている場合が多い。
- ② 障害程度：身体障害（1・2級）及び知的障害（療育手帳A等）の者を対象としている場合が多い。
- ③ その他：一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯を対象にしている場合が多い。

【災害時要援護者の避難支援ガイドライン 平成18年内閣府より】

※要援護者の特徴は参考資料(P166)参照。

## 本事例集の構成

---

本事例集の構成は次のとおりです。

I 「災害時住民支え合いマップ」の定義	5
II 「災害時住民支え合いマップ」を作成する意義	6
III 「災害時住民支え合いマップ」の作成方法	10
IV 「災害時住民支え合いマップ」の活用事例	20
V 「災害時住民支え合いマップ」の実際	28
VI 質疑応答 (Q&A)	101

### 参考資料

① 「災害時住民支え合いマップ」作りの参考事例	109
② 「災害時住民支え合いマップ」の策定状況について	148
③ 民生委員活動と個人情報の取扱いに関するガイドライン	157
④ 要援護者の特徴	166

## I 「災害時住民支え合いマップ」の定義

「災害時住民支え合いマップ」とは、災害時（注1）における避難過程において、災害時要援護者、支援者（注2）の所在地、避難所（注3）の場所、周辺の活用可能な社会資源（注5）や避難方法（注6）を表記した地図をいいます。

- （注1） 地震、大雨、竜巻等の天災の他、大規模火災などを含み、災害が発生した場合だけでなく災害の発生が予想される場合を含みます。
- （注2） 災害時要援護者を災害時に支援する側の者をいいます。一人とは限りません。また、時間帯など状況によって変化することも考えられます。
- （注3） 地域ごとに決められており、学校や公民館等の公共施設であることが一般的ですが、災害時要援護者の中には、杖や車椅子での対応を必要とする者や、医療的な保護のもと介護を必要とする者、精神的に集団での環境を苦手とする者等、個別にその対応を必要とする場合があります、これら福祉対応が可能な要素を持った環境での避難所を「福祉避難所」（注4）といいます。
- （注4） 老人ホームやデイサービスセンター等の福祉施設が選定される場合がありますが、状況に応じては、学校や公民館等一般の避難所の一室を、これら福祉対応のためのスペースとして利用(福祉避難室)することもあります。
- （注5） 井戸、汲み取り式のトイレ、重機などの物的資源の他、看護師、重機のオペレーターなどの人的資源もあります。
- （注6） 地震の場合（例えば、ブロック塀の多い箇所は避ける）、大水の場合（例えば、途中の川が氾濫すれば迂回する）など場合によって異なることがあります。

## Ⅱ 「災害時住民支え合いマップ」を作成する意義

### 1 「災害時住民支え合いマップ」の作成に当たっての手續と効果

災害時住民支え合いマップ（以下、「マップ」という。）を作成する際に必要な手續とそれによる効果については、次のとおりです。

#### (1) 災害時要援護者に、災害時要援護者という認識を持ってもらうこと

災害時要援護者（マップにおける災害時要援護者をいう。以下同じ。）の同意を得ることが必要です。

できるところから徐々に取り組み、不完全でもマップを形にし、見直しを繰り返し、活用を進めるうちに段々と同意する人を増やそうという考えが必要です。

#### (2) 災害時要援護者本人の生活ぶりを聞き取ること

災害はいつ起こるか分かりません。したがって、災害時要援護者本人の一日の生活を通じ、その様子を聞き取ることが必要です。

それは、平日の昼間、平日の夜間、休日の昼間、休日の夜間など場合分けをしてみると、それぞれの場合に近くにいる人が異なることが多いためです。こういったことを把握することにより、災害時だけでなく、平時の見守りのための体制づくりも可能になります。

#### (3) 災害時要援護者本人の生活ぶりを踏まえて支援者を決定すること

災害時要援護者本人の生活ぶりを平日の昼間、平日の夜間、休日の昼間、休日の夜間など場合分けを行い、そのときに誰が近くにいるのか、が分かったうえで、災害時要援護者本人が誰に支援してもらいたいかを聞き取ります。

避難するのは当然切迫した緊急時が多く、その場合には救助に来た人が誰でも構わないことが多いと思われます。しかし、災害の発生が予想される時点で念のため避難する場合など、災害時要援護者本人に避難の必要性の自覚が薄い場合には、支援者が心を許せる相手でないとなれば避難に手間取ったり、避難することを拒否されたりすることになりかねません。

また、その意向を踏まえて、支援者に指名された人を訪ね、支援者としてお願いできるかを聞くことが必要です。

また、支援者が決定したら、災害時要援護者に確実に伝えることが重要です。

災害時要援護者、支援者双方に共通の認識があることが、災害時はもちろん、平時の見守りにも大いに役立ちます。

#### (4) 災害時要援護者の存在及び要望を踏まえて避難所を定めること

災害時要援護者の中には、杖や車椅子での対応を必要とする人や、医療的な保護の

もと介護を必要とする人、精神的に集団での環境を苦手とする人等、個別にその対応を必要とする場合がありますので、注意が必要です。

避難先として、災害時要援護者本人の希望を踏まえて、最も適当な場所を選ぶことが望ましいのですが、災害の種類や時間帯などの状況により、その場所に避難することが困難である又は危険を伴うなどの場合にあっては、学校や公民館等一般の避難所の一室を、これら福祉対応のためのスペース（福祉避難室）として利用することも想定しておく必要があります。

#### (5) 災害時要援護者と避難所を結ぶ避難ルートを決定すること

地震の場合、大水の場合など場合によって異なることがあります。

例えば地震の場合には、ブロック塀の多い箇所は避ける、大水の場合には、途中の川の氾濫を想定して迂回する、また、複数の避難所の中から状況に応じて適切な避難所を選択した結果、避難ルートが変わるということもあります。

この避難ルートの検討は、災害時要援護者以外の人々が避難するためにも大いに役立ちます。

#### (6) 活用可能な社会資源をすべて拾い出すこと

物的資源としては、ライフラインに被害が発生した場合に役立つ、井戸のある家、汲み取り式のトイレ、土砂や瓦礫を撤去するための重機、物資のストックのあるコンビニやスーパー等があります。

人的資源としては、看護師、介護福祉士などの医療・福祉の有資格者、重機のオペレーター、個人無線免許の保有者等があります。

#### (7) 記載すべき情報をすべてマップに記載すること

住宅地図等の上に上記の情報を記載します。1枚のマップに必要な情報をもれなく記載することが基本ですが、すべてを記載することが困難な場合には、無色透明なシートに記載してマップに重ね合わせるなどの工夫が必要です。

また、GIS(地理情報システム)等を活用して電子マップにすれば、修正や複製が容易になりますが、持ち出し又は停電時に備えて、紙媒体で保管しておく必要があります。

## 2 マップ作成後の手続と効果

マップを作成した後に必要な手続とそれによる効果については、次のとおりです。

#### (1) マップの共有

マップは、自治会等の代表者、避難場所（公民館等）、消防団、民生委員、市町村・市町村社会福祉協議会（以下「社協」という。）担当者などが共有します。

誰が共有しているかを記録するとともに、それを地域の住民に周知しておく必要があります。



## (2) マップの利用

災害発生時に利用することはもちろんですが、それに備えて、避難訓練などでマップを利用し、実際の避難を想定しておきます。

避難訓練では、支援者が、無事かどうかの声掛け（安否確認）をし、マップに記載された避難所までの避難を誘導します。

これによって、マップの不備が見つかる、より適当な避難ルートが見つかる、などの効果が期待できます。

## (3) マップの更新

マップに記載した情報は刻々と変化しますので、定期的に（少なくとも年に1回）作成と同様の手続を経てマップを更新します。

これにより、現実との異同が修正され、実際の避難の際の混乱を最小限に抑えることができます。

また、災害時要援護者全員について最初からマップが作成できるとは限りませんが、更新の時点など、機会を捉えて声掛けをすることにより、同意する人が増え、マップが充実することが期待できます。

## **3 マップの活用方法**

### (1) 避難支援計画（避難支援プラン）の策定

まえがきで述べたとおり、「長野県地域防災計画」において、災害時要援護者の避難支援対策については、市町村が要援護者の態様に配慮した避難支援計画を早期に具体化することとされています。

こうしたことから、県、県社協等が協働して、「災害時」の支え合いという切り口からマップという目に見える形を作り、そのマップを共有するという取り組みを市町村に対して推進してきました。

このマップを地域住民や行政、社協等が協働して作成することが、地域の防災対策を進める手法として効力があると考えられることから、このマップ作成の取り組みが進むことで、災害時要援護者の個別避難支援計画の策定についても進むものと期待しています。

### (2) 平時の見守りにおけるマップの活用

マップは「災害時」という切り口から目に見える形でまとめられたものですが、「災害時」とどまらず、平時においても地域での支え合い活動が進められることを期待されます。

具体的には、災害時要援護者の生活ぶりを聞き取る過程において、日常的に見守りできそうな人（必ずしも支援者と同じとは限りません。）の有無、見守りが可能な程度

(曜日、時間帯等)等が明らかになります。

その情報をもとに、災害時要援護者の中でも判断能力が不十分であるなどの理由で日常の支え合いが必要な(本人以外が必要と判断する場合を含む)人については、見守りできそうな人への声掛けを行い、定期的な見守りの体制を構築します。

その体制については、行政を含む関係者だけが承知していれば足りませんが、文書化又はマップと同様に地図に記載すれば、体制の有無と内容が明確になり、情報の共有や引継ぎが容易になります。

### Ⅲ 「災害時住民支え合いマップ」の作成方法

#### 1 災害時住民支え合いマップ作成の進め方

##### (1) 地域の状況

「災害時住民支え合いマップ」作りに当たっては、その地域の状況によって、進め方が大きく異なります。

地域の状況は、大別すると次の3つに分けられます。

##### ① 行政主導型

市町村行政が地域に入り込んで進める場合をいいます。

##### ② 住民主導型

従来から地域住民の助け合い活動等が活発で、地域住民の中から率先してマップ作りの要望が出されるような場合をいいます。

##### ③ 社協主導型

社協の職員が入り込んで取り組みを進める場合をいい、社協がどれだけ地域住民の状況を把握しているかによって、行政主導型に近いもの、住民主導型に近いもの、その中間の3つに分かれることになります。

##### (2) 個人情報の保護と情報の共有との関係

また、マップ作りに当たっては、個人情報の保護と情報の共有との関係についても考慮しなければなりません。

災害時要援護者に係る情報の取り扱い方法として、国のガイドラインでは、次のとおり定めています。

##### (1) 共有情報方式（関係機関共有方式）

地方公共団体の個人情報保護条例において保有個人情報の目的外利用・第三者提供が可能とされている規定を活用して、災害時要援護者から同意を得ずに、平常時から福祉関係部局等が保有する災害時要援護者情報等を防災関係部局、自主防災組織、民生委員などの関係機関等の中で共有する方式。

##### (2) 手上げ方式

災害時要援護者登録制度の創設について広報・周知した後、自ら要援護者名簿等への登録を希望した者の情報を収集する方式。

実施主体の負担は少ないものの、災害時要援護者への直接的な働きかけをせず、災害時要援護者本人の自発的な意思に委ねているため、支援を要することを自覚していない者や障害等を有することを他人に知られたくない者も多く、十分に情報収集できていない傾向にある。

### (3) 同意方式

防災関係部局、福祉関係部局、自主防災組織、福祉関係者等が災害時要援護者本人に直接的に働きかけ、必要な情報を収集する方式。

災害時要援護者一人ひとりと直接接することから、必要な支援内容等をきめ細かく把握できる反面、対象者が多いため、効率的かつ迅速な情報収集が困難である。

### (3) 地域の状況と情報の取り扱い方法の組み合わせ

地域の状況（行政主導型、住民主導型、社協主導型）と、情報の取り扱い方法（共有情報方式、手上げ方式、同意方式）との関係を整理すると、次のようになります。

なお、いずれの場合でも、マップの作成に当たっては、災害時要援護者本人の同意が不可欠であるという前提に立っているため、共有情報方式だけでマップを作成することは想定していません。

- ① 行政主導型： 典型的には、災害時要援護者の候補者名簿の作成に当たっては、共有情報方式、その名簿の確定に当たっては、同意方式を採用します。

ただし、個人情報の保護を最優先にし、マップの精度を考慮しないのであれば、最初から候補者名簿を作成せず、手上げ方式によりマップを作成することもあります。

- ② 住民主導型： 典型的には、災害時要援護者の候補者名簿の作成に当たっては、自分たちの知識を活用し、その名簿の確定に当たっては、同意方式を採用します。

- ③ 社協主導型： 社協を「関係機関」として認めるという行政の協力が得られる場合であれば、①と同様に、災害時要援護者の候補者名簿の作成に当たっては、共有情報方式、その名簿の確定に当たっては、同意方式によることができます。

逆に、「関係機関」として認めないという場合には、①ただし書きと同様に、最初から候補者名簿を作成せず、手上げ方式によることもあります。

また、社協が地域の状況を熟知している住民主導型に近い場合であれば、②と同様に、災害時要援護者の候補者名簿の作成に当たっては、自分たちの知識を活用し、その名簿の確定に当たっては、同意方式を採用することができます。

## 2 災害時要援護者の範囲の特定

### (1) 災害時要援護者とはどの範囲か

災害時要援護者の定義は前述したとおりですが、実在する具体的な一人ひとりが災

害時要援護者に該当するか否かの判断は、容易ではありません。

災害時要援護者であるか否かは、本人の状態及び周囲の状況を総合的に判断しなければならないからです。

本人の状態についていえば、介護度や障害等級だけで自力での避難が困難か否かの判断はできません。また、介護認定も障害程度区分認定も受けていなくても周囲と隔絶された環境で独居等の状態であれば、災害時要援護者と判断すべき場合もあると考えます。

また、それとは逆に、本人（又は家族）が援護を希望するにも関わらず、周囲からは援護が必要でない判断される場合もあると考えられます。

## （２） 災害時要援護者であると判断するのは誰か

災害時要援護者であるとの判断は、本人（又は家族）が一方的にするのではなく、また、市町村行政を含めた第三者が判断するのでもありません。本人（又は家族）及び第三者の意見が一致することが必要です。

ただし、災害時要援護者であると周囲の第三者の誰もが認識しており、それらの第三者が丁寧に繰り返し説明しているにも関わらず、どうしても本人（又は家族）が同意しないということは考えられます。

その場合に、本人（又は家族）の意向に関わらずマップを作成するか否かは、市町村において判断が分かれるところになります。

## （３） 意見が一致する過程

本人（又は家族）及び第三者の意見の一致に至る過程は、地域の状況（行政主導型、住民主導型、社協主導型）と、情報の取り扱い方法（共有情報方式、手上げ方式、同意方式）の組み合わせによって、異なるものと考えられます。

- ① 行政主導型の典型例でいえば、まず、市町村がその保有する情報を用いて、災害時要援護者の候補者名簿（台帳、リスト、一覧など名称は様々です）を作成します。

そして、その名簿に記載された一人ひとりを訪問し、本人の状態及び周囲の状況を聞き取って災害時要援護者であるか否かを判断しつつ、併せて同意を得るという形で名簿を確定していきます。

- ② 住民主導型の典型例でいえば、まず、区（自治会）長、民生委員などが中心となって、住民の中から、本人の状態及び周囲の状況を総合的に判断して災害時要援護者の候補者を選び出します。

そして、その候補者一人ひとりを訪問し、災害時要援護者であることについて同意を得ていきます。

- ③ 社協主導型については、行政主導型に近いのか、住民主導型に近いのか、によって2つに分かれますが、それぞれ「市町村」又は「区（自治会）長、民生委員など」を「社協」に読み替えていただければ結構です。

- ④ 行政主導型にしても、社協主導型にしても、手上げ方式による場合は、先に希望者に手を上げてもらってから、その人を災害時要援護者とすることが適当かを検討し、決定していくこととなります。

### **3 住民説明会の開催**

情報の把握方法、また共有方法について事前に地域住民に対してあらかじめ了解を得ておくために、説明会を開催する場合があります。

その際の説明会の留意点としては、次のとおりです。

- ・ マップ作りの趣旨と進め方を説明します。
- ・ マップ作りを行うことを周知し、地域住民に参加協力を呼びかけます。
- ・ 活動の担い手を広く集めるための呼びかけを行います。
- ・ 市町村等が保有する災害時要援護者台帳（候補者名簿のことです。以下同じ。）の取り扱いについての事前説明を行います。  
ただし、最初から手上げ方式による場合は、台帳はありません。
- ・ 情報の共有について賛同の得られた人の分のみをマップに記載することの確認を行います。

市町村等の災害時要援護者台帳に基づき、行政又は地区の民生委員や自治会役員等が個別支援ニーズの把握のための訪問等調査を実施した場合、本人の同意が得られない場合にはマップに掲載しない—つまり、本人が望まない場合には、災害時を想定したいざというときに助けてもらえない—ということについて、地域住民との間で確認します。

### **4 災害時要援護者の生活ぶりの聞き取り調査**

#### (1) 訪問する者

災害時要援護者本人の生活ぶりを一通り把握するため訪問調査を実施します。

誰が調査をするのか（民生委員なのか、地区の福祉推進員(協力員等呼び名は様々です)なのか、行政なのか等）その分担については、住民説明会で説明したとおりに実施します。

#### (2) 訪問する場所

訪問調査を実施する場合には、なるべく災害時要援護者の自宅を選びます。

その人のありのままの生活の場という自宅であれば、質問のきっかけづくりも容易になり、また、本人も話しやすいものと思われれます。

しかしながら、人によっては、自宅に訪問されるのを嫌がる人もいますので、そうした場合には、公民館や仲間が寄り集まっている場所など、本人の希望を尊重します。

#### (3) 聞き取り調査のポイント

聞き取り調査のポイントとしては、次のとおりです。

- ・何が一番困っているか。またそれに対して本人はどう思っているか。
- ・自分が困っている課題に対してどんな努力をし、またそのために何を望んでいるか。
- ・地域の誰と交流はあるか（お付き合いがあるとか、往来があるとか）。
- ・地域で所属している組織や団体があるか。
- ・仲間と寄り集まる場はどこか。誰と助け合っているか。
- ・家族（親戚）関係や近所付き合いはどんな程度か。
- ・誰が支援してくれているか。また、本人が頼りにしている人は誰か。 等

## 5 支援者とのマッチング

状況把握をしておきたいのは、要援護者だけではありません。その地域での支え合い活動を進めるうえで必要な人（世話焼きさん等）や場所でもあります。例えば、地域の支え合い活動の状況に詳しい人、活動している人、リーダー格の人、地域の人が寄り集まる家や店などの場所など様々です。

こうした世話焼きさん等を把握する中から、支援者としてのお願いもします。

世話焼きさん等の調査のポイントは、次のとおりです。

- ・支援者の普段の地域活動はどのような内容か。
- ・地域の要援護者に対し、どのように支援の手がさし伸べられているか。
- ・活動に対しての悩みや課題、またそれに対して何を望んでいるか。
- ・活動や問題解決に対するネットワークはどのようになっているか 等

## 6 マップの記入方法

### (1) マップ作りの作業グループの構成

マップ作りのグループに必要な役割分担は、次のようなものが考えられます。

まず、作業の司会進行を担う役（司会）。

そして、住宅地図に要援護者宅や支援者宅等を記入する役（記入係）。

さらに、その場で話し合われたこと、ざっくばらんに出された情報について、ノート等に記録する役（記録係）。

他にも会議で話し合われた内容を録音したり、会議風景の写真撮影をしたりと様々です。

そこに隣近所の人や、担当地区の民生委員等が加わってグループを構成します。

マップ作りの活動の中から新しい人材が発掘できるかもしれません。

そのためにも、できるだけ多くの人が集まるのが大切です。それぞれの情報を持ち寄って出し合うと、偏りを回避することもできます。

### (2) マップの記入手順例

ここでは、マップに直接記入する具体的な手順を例示します。

#### A 住宅地図の使用

区（常会）単位等、あらかじめ取り決めておく地域の範囲における住宅地図を使用します。戸数等によっては、隣組の単位の方が分かりやすい場合があります。

#### B 災害時要援護者の確認

住宅地図に災害時要援護者の家を記入します。

高齢者や障害者等あらかじめ対象者の範囲を取り決めている場合は、それらに応じて記入します。

#### C 支援者の特定

災害時要援護者の支援者を記入します。

#### D 近所の避難場所

指定された避難所に避難する前に、近所でとりあえず避難できる安全な場所を記入します。

#### E 危険箇所の確認

水害や土石流などの災害が起こりやすい危険箇所を記入します。

#### F 地域の資源の発掘

災害時などに頼りになりそうな地域の人材や役立つ施設などを記入します。

人材の例：民生委員、行政職員、社協職員、ボランティア、看護師、建設業者等

施設の例：公共施設、福祉施設、医療施設、井戸、消火栓、スーパー 等

#### **【地図へマークする色分けの例】**

赤・・・・・・・・要援護者（高齢者や障害者等）

青・・・・・・・・支援者（日頃親しいご近所など）

緑・・・・・・・・避難所（近所の避難できる場所）

橙・・・・・・・・危険箇所（水害や土石流などの災害が起こりやすい箇所）

黄・・・・・・・・地域の資源（民生委員や福祉施設など地域の人材や施設など）

等

#### G 出来上がったマップを参加者で確認し、災害時の課題を明らかにします。

挙げられた地域の課題は貴重な意見の集まりです。きちんと記録しておきます。

## 7 マップの活用方法

### (1) ご近所への協力依頼

災害発生時、さらには地域で何か問題が発生したときにも、第一次的に支援してもらえる関係づくりに取り組むきっかけづくりにマップを活用します。

これがひとつできれば、あとは徐々にそのネットワークを広げていく作業を地道に続けていくことです。



## (2) マップに基づく避難訓練の実施

災害時要援護者宅への支援者の避難支援訪問や、近所の避難所への誘導避難など、実際に災害が起きたときに役立つ避難訓練を区や常会等地域で実施してみます。

その結果、気が付いたことなどがあれば、それをもとにマップを修正します。

## 8 マップの共有（管理）と更新

### (1) マップの共有（管理）

あらかじめ地域の実状に応じて取り決めた約束ごとに従い、マップを共有（管理）します。

具体的には、次のとおりです。

- ① 自主防災会の代表及び区長等は、区全域のマップを共有（管理）します。
- ② 自主防災会内の地区担当者等は、担当する地区のマップを共有（管理）します。
- ③ 民生委員は、担当する地区のマップを共有（管理）します。
- ④ 公民館などの避難所に保管し、いざという災害時に地域の皆さんの目に触れるようにします。
- ⑤ あるいはあらかじめ同意を得られた災害時要援護者や支援者等に配付します。

### (2) マップの更新

地域における要援護者の数、またそのニーズ内容も常に変動するものです。

一回マップを作ればそれですべて終わりというわけではありません。

マップを作る過程もさることながら、常に変化していく地域における生活課題に対応する支え合い活動の持続性が重要です。

このマップの更新の期間を設定する（1年ごと、半年ごと等）、避難訓練と併せて実施する等、地域の実状に応じてあらかじめ取り決めをしておく必要があります。

## 9 住民支え合い活動としてのマップの応用

### (1) 災害時要援護者の生活ぶりから見えるもの

災害時要援護者は、平常時から援護が必要な場合が多いものです。

マップの作成過程で知り得た情報の中に、24時間365日、地域で支えるために、いつ、誰が、何をすればよいのかヒントがあるはずです。

例えば、一人暮らしの高齢者世帯に安否確認の声掛けを行うとか、ゴミ収集所まで運んでいけない障害者の生活をお手伝いする等が考えられます。

災害時要援護者一人ひとりについて、地域で暮らすための支え合いの取り組みができれば、地域の住民すべてが互いに暮らしやすいと思えるまちづくりが少しずつできていくものと考えます。

### (2) 活動の中心となる人材の必要性

何をするにしても中心となる人物がいれば、求心力が発揮され、迅速に円滑に進むことが期待されます。

マップ作りについても、平常時の支え合いについても同様です。

しかし、マップ作りの際に中心となった人物が、平常時の支え合いにおいても必ず中心になるかといえば、それはそうではありません。

マップ作りを継続し、それを平常時の支え合いにつなげる際には、日々の活動が不可欠であり、そのためには、地域の住民が主体的に取り組むことが求められます。

地域の主役は住民です。一人ひとりが自分のできることを自分なりに取り組めれば、それがまとまって地域の支え合いにつながるようになります。

## 10 マップ作りの大まかな流れ

その進め方には様々タイプがありますが 2 つに大別して、その概略的な流れを図式化してみると次のとおりです。

**まず住民説明会を開催し、地域から掘り起こされた情報等をもとにマップを作成**

**住 民 説 明 会**  
「災害時住民支え合いマップ」作りに取り組むことへの理解と周知

- ・マップ作りの進め方
- ・地域住民の参加協力の呼びかけ
- ・活動の担い手を広く集めるための呼びかけ
- ・情報の共有に対し同意の得られた者のみを対象とすることへの理解と確認
- ・マップ完成後の取り扱い方法と、今後の更新



**台帳の作成**  
市町村と社会福祉協議会・区等との個人情報取り扱いに関する契約締結（同意アンケート等実施）  
区、常会、民生委員、ボランティア等による名簿の掘り起こし（訪問による同意調査等実施）

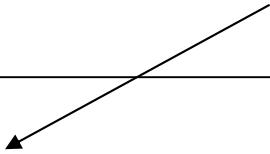


**マップを作成**  
情報の共有を図りながら、地図上に要援護者、支援者、避難場所等を記載する



**要援護者と支援者のマッチングを確認調査（聞き取り訪問調査）**

- 災害時の支え合いの同意
- 個別支援ニーズの把握
- 個人情報活用の同意
- 日常生活上の課題抽出



日頃の  
支え合い活動  
に活用



**調査結果をもとにマップや台帳の再整備**



**完成したマップの取り扱い方法を地域で再確認**  
マップ保有者の再確認、今後の更新について再確認



**定期的に台帳内容の確認、更新等を実施**  
問題点を確認しあい、体制強化を向上



**避難訓練の実施**

繰り返し

**福祉台帳等からあらかじめ特定された情報をもとに聞き取り調査等を加えてマップを作成**

**マップ作りの下準備**

- ・住民、地区役員、社協、福祉・防災行政関係等連携の組織構成、役割分担の確認
- ・マップ作りを行う地区の範囲の選定



**台帳の作成 — 対象者の特定をあらかじめ行う**

- ・市町村等が保有する各種福祉台帳等を活用（\*取り扱いの範囲や方法に注意）
- ・区、常会、民生委員、ボランティア等による名簿の掘り起こし



**説明会 — 「災害時住民支え合いマップ」作りに取り組むことの了解と周知**

- ①マップ作りの進め方 ②地域住民の参加協力の呼びかけ
  - ③情報の共有に対し同意の得られた者のみを対象とすることの了解と確認
  - ④活動の担い手を広く集めるための呼びかけ ⑤マップ完成後の取り扱い方法と、今後の更新
  - ⑥市町村と社会福祉協議会・区等との個人情報取り扱いに関する契約締結
- (同意アンケート等実施)



**聞き取り（訪問）調査**

- 台帳やアンケート等をもとに、訪問による同意調査等実施
- 区、常会、民生委員、ボランティア等による名簿の再掘り起こし



**マップを作成 — 聞き取り（訪問）調査の結果をもとにマップを作成**

- 地図上に要援護者、支援者、避難場所等を記載しながら、情報の共有と再確認



**要援護者と支援者のマッチング確認調査（聞き取り訪問調査）**

- マップ作成時に浮かび上がった共通課題に対して再び聞き取り（訪問）調査
  - ・災害時の支え合いの同意 ・個別支援ニーズの把握 ・個人情報活用の同意
- 日常生活上の課題抽出



⇔ **調査結果をもとにマップや台帳の再整備**



⇔ **完成したマップの取り扱い方法を地域で再確認**  
マップ保有者の再確認、今後の更新について再確認



⇔ **定期的に台帳内容の確認、更新等を実施**  
問題点を確認しあい、体制強化を向上



**避難訓練の実施**

日頃の  
支え合い活動  
に活用

繰り返す

## IV 「災害時住民支え合いマップ」の活用事例

災害時のみならず日常の生活においても地域での住民同士の支え合い活動・地域福祉活動が進められることを目的に、「災害時住民支え合いマップ」の策定が進みましたが、活用、更新、個人情報の取り扱い等、マップの策定における様々な課題が生じています。「災害時住民支え合いマップ」を作成することが、必ずしも「普段の支え合い」につながるわけではありません。

マップをもとに、地域の実情に合わせて、①訓練を行う、②様々な人と課題を共有する、③具体的な課題に対して取り組むこと等が必要となります。本活用事例では、その一部を紹介します。

**災害時住民支え合いマップ参考事例**  
**『県総合防災訓練の取組』**

実施市町村名	上田市(平成 24 年度) 飯山市(平成 23 年度) 安曇野市(平成 22 年度)	取材先	長野県、上田市、飯山市、安曇野市 (行政、社協 他)
--------	--	-----	-------------------------------

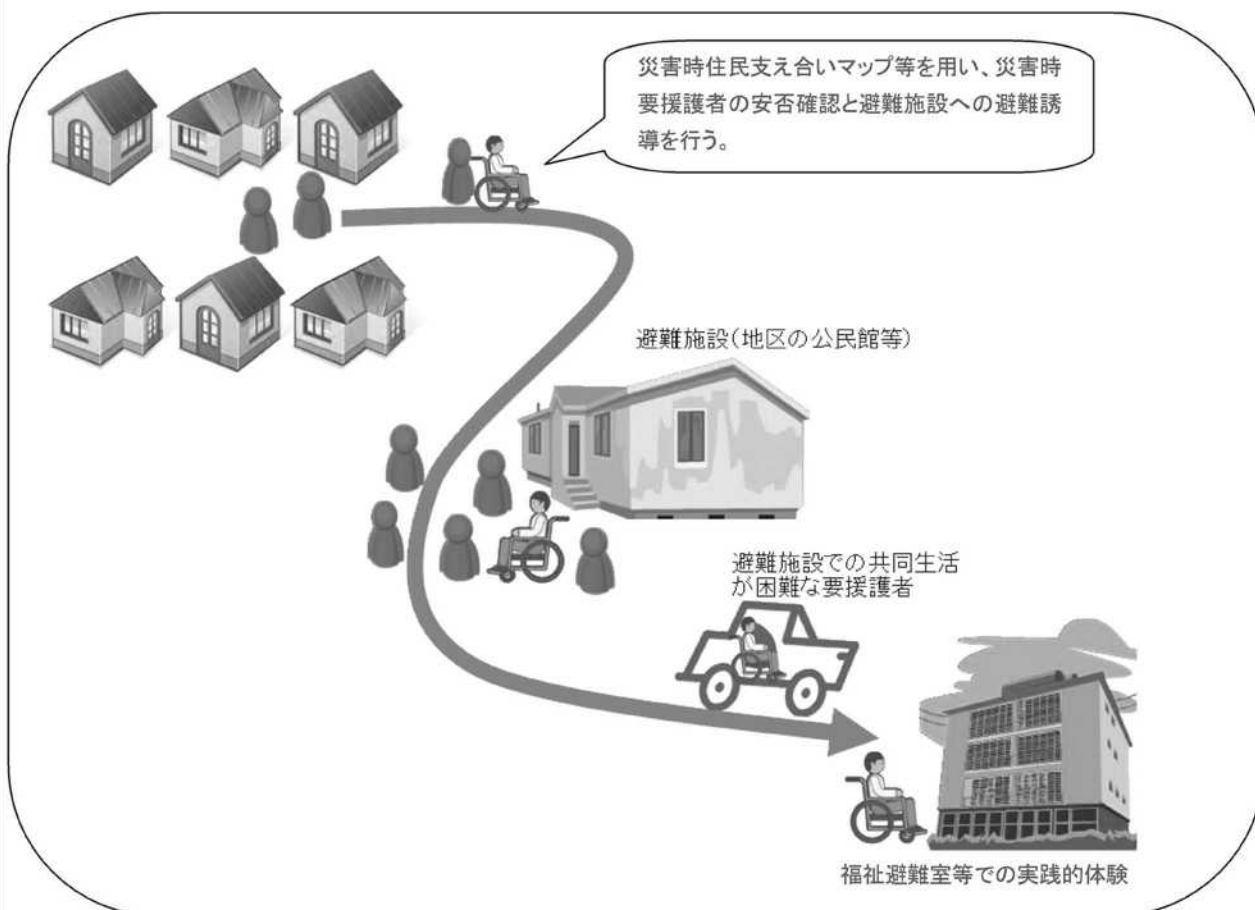
事例概要

長野県では毎年、災害対策基本法や長野県地域防災計画等に基づき、防災関係機関と地域住民が相互に連携して、各種の防災訓練を総合的に行き、災害時に即応できる体制を確立すること等を目的に、「長野県総合防災訓練」(以下、総合防災訓練)を共催市と実施している。総合防災訓練では、訓練種目の一つとして(平成 24 年度は 65 種目の訓練を実施している)「災害時住民支え合いマップ」を活用した要援護者の避難誘導を行う『一人暮らし等災害時要援護者避難誘導』を実施している。平成 22～24 年度に行われた訓練の状況を紹介する。

【総合防災訓練「一人暮らし等災害時要援護者避難誘導」概要(例)】

- ①地震発生を受け、自治会の自主防災組織等と連携し、地域住民が避難施設への避難を開始する。
- ②地域住民が、自治会役員、民生・児童委員、地区社会福祉協議会役員等が管理する災害時要援護者(住民支え合い)マップの情報をもとに、災害時要援護者の安否確認と避難施設への避難誘導をする。
- ③避難施設での共同生活が困難な要援護者について、福祉避難室へ収容するために移送する。

【訓練イメージ】



総合防災訓練では、訓練種目として、「福祉避難所(室)設置運営訓練」(①様々な配慮を要する要援護者が安心して避難できる福祉避難スペースを、要援護者と障害者支援ボランティア団体、民生・児童委員等が協力して設置する。②設置を通して、災害時の情報伝達や避難誘導・生活について要援護者と支援者とが共に考え協議する。)を行っている。「一人暮らし等災害時要援護者避難誘導」では、避難先を「福祉避難所室」としており、避難先での状況をイメージ(実践的体験)できるよう設定している。

### 【平成 22 年度 安曇野市】

安曇野市モデル地区では、全地域で「災害時住民支え合いマップ」を策定済みである。地区に要援護者は約 60 名確認している。また、地区では自主防災組織が結成されている。

#### ■内 容

- ・訓練参加者 72 名（うち要援護者役 10 名）。
  - ・地域（班）ごとのマップはあるが、地区全体のマップではないため、今訓練では全地区を 1 枚としたマップを作成し、各班内に要援護者 10 名を仮想配置した。
- (1) 地震発生を受け、各代議員（訓練参加者）は各班内の安否確認を行い、公民館へ集合し報告。
  - (2) 報告を受け、仮想配置した 10 名の要援護者の避難誘導を指示。
  - (3) 10 チーム（1 チーム 3 名編成）を構成し、公民館まで避難誘導。
  - (4) 仮想要援護者 10 名中 7 名を福祉避難室に誘導指示。
  - (5) パトカー先導により誘導。
  - (6) 訓練終了。



### 【平成 23 年度 飯山市】

飯山市モデル地区の協力を得て実施。事前に説明会を重ね、当日は要援護者役 10 名が地震発生とともに一次避難所へ集合し、マップを使い安否確認を行った。

- (1) 地震発生を受け、自治会の自主防災組織のもと要援護者役の 10 名が一次避難所へ避難。
- (2) 区長、民生委員 2 名も集合し、「災害時住民支え合いマップ」をもとに各地区の要援護者が避難できているかを確認。
- (3) それぞれの地区で役員が避難完了を確認、避難施設での共同生活が困難な要援護者について、福祉避難室への搬送が必要な者を確認。
- (4) 区長から社協へ福祉避難室への誘導を依頼
- (5) パトカー先導により市民体育館へ誘導。
- (6) 福祉避難室へ到着し、訓練終了。



### 【平成 24 年度 上田市】

上田市モデル地区の協力を得て実施。当日は自治会役員を中心に一次避難所へ移動し、マップを使い安否確認を行った。今回モデルとなった地区では、自治会の連合会が独自にマップの情報システムを導入しており、自治会主導でマップの作成、管理を行っている。

- (1) 地震発生を受けて、自治会の役員を中心に一次避難所へ移動。
- (2) 「災害時住民支え合いマップ」をもとに各地区の要援護者の避難状況等を確認。
- (3) 各地区で役員が避難完了を確認、避難施設での共同生活が困難な要援護者について、福祉避難室・所への搬送が必要な者を確認。
- (4) 自治会長から社協（市）に福祉避難室・所への誘導を依頼。
- (5) 徒歩又は移送車両で会場へ移動。
- (6) 福祉避難室へ到着し、訓練終了。



## 災害時住民支え合いマップ参考事例 『マップを活用した全村での総合防災訓練の実施』

市町村名	木曽郡木祖村	取材先	木祖村、木祖村社会福祉協議会
市町村の概況	人口：3,056人、世帯数：1,046世帯、高齢化率：35.9% (平成24年度10月1日現在 長野県毎月人口異動調査より)		
マップ策定状況・方法	策定状況：村内22地区全地区で策定(平成25年3月現在) 災害時要援護者の把握方法：同意、手上げ方式 推進主体：村(住民福祉課、総務課防災担当)、村地域包括支援センター 村社会福祉協議会		
事例概要	<p>木祖村では、村(住民福祉課、総務課防災担当)、村地域包括支援センター、村社協等が連携して、平成24年度に村内全地区(22地区)で災害時住民支え合いマップの作成・見直しを推進した。作成は、各地区の隣組単位で行った。</p> <p>平成24年8月26日(日)に村総合防災訓練が実施され、災害時住民支え合いマップを活用し、全地区で避難訓練が行われた。例年、総合防災訓練を実施しているが、災害時住民支え合いマップを活用した本格的な避難訓練は初めてである。</p> <p>●訓練内容</p> <p>9:00 住民広報【8:50地震発生。その後、火災発生。避難指示発令】</p> <p>9:20 一次集合場所及び第一次避難場所への移動(災害時住民支え合いマップを用い、要援護者宅を訪問等)</p> <p>9:20~12:10 避難が完了した隣組から各自治会長に避難人数等を報告。 災害時住民支え合いマップの反省・見直し等を実施。訓練実施状況・反省点等をまとめ自治会長経由で役場、社協に提出。</p> <p>取材を行った地区では39名が参加(30世帯ほどの地区)。高齢者、子ども、障害者等の幅広い層が参加していた。</p> <p>マップの見直しでは、「避難経路に危険個所があった」「区単位で防災倉庫が必要なのではないか」「要援護者を避難誘導する場合に、搬送する担架が必要」「防災無線が一次避難所で聞き取りにくい」等の意見が出ていた。自治会役員からは「マップには(同意を得られず)載っていない世帯もあるので、今後も見直しが必要」等のコメントがあった。</p> <p>木祖村では、今後も村総合防災訓練等とあわせて避難訓練、災害時住民支え合いマップの見直し・更新作業を行っていく予定とのことである。</p>		
			
	<p>●ポイント</p> <p>全地区での災害時住民支え合いマップを用いた避難訓練の取り組みは県内でも珍しいのではないかと。全村的に訓練を行うことで、住民への啓発・意識づけにつながる取り組みである。実際の訓練に災害時住民支え合いマップを用いることで、作成段階では気が付かない課題点等が明らかになった。更新・見直し等を行ううえで、有効な取り組みである。</p>		



午前8時50分地震発生

午前9時頃火災発生

9：15分に火災発生のお知らせが鳴りますが消防団のみです。お間違い、ないようお願いいたします。

# 木祖村災害対策本部 (役場)

0264-00-△△△△

災害対策本部長 ○○村長  
火災対策 △△消防団長

⑦二次避難所等へ避難指示  
※今回は⑦は行ないません

⑧解散 (広報10：10頃)

## 一次避難場所

要援護者確認 (訓練時は訪問のみ)  
隣組避難者確認  
※一次避難場所は各隣組ごと違います

隣組ごと、実際に避難してみて、災害時住民支え合いマップについて、もう一度話し合いをし、見直す点は改善する。

隣組長

自治会長

村民

④避難人数等を報告

③一次避難場所へ避難  
2回目広報9：10

自治会長

⑤各隣組の避難人数集約

## 一時集合場所

要援護者確認 (訓練時は訪問のみ)  
隣組避難者確認

②避難

## 各行政区隣組

②避難

隣組長

村民

①避難指示発令 (広報9：00)

**災害時住民支え合いマップ参考事例**  
**『行政と協働してマニュアルを用い全地区で作成』**

市町村名	上伊那郡辰野町	取材先	辰野町社会福祉協議会
市町村の概況	人口 20,460 人。7,313 世帯。高齢化率 31.1% (平成 24 年度 10 月 1 日現在 長野県毎月人口異動調査より)		
マップ策定状況・方法	策定状況：町内 14 地区で策定(平成 25 年 3 月現在) 災害時要援護者の範囲、把握方法：同意、手上げ方式 災害時要援護者の範囲：住民 推進主体：町、町社会福祉協議会、自治会(区)		

**事例概要**

町社会福祉協議会においてマニュアルを作成し、全地区での策定をめざし推進している。

《北大出地区での作成事例》

北大出地区全地区での作成をめざし、取材した回は 10 回目となり、全地区での作成が終了する。

今回は 1～6 組の全住民を対象にして実施。全住民に参加を促し、作成に携わってもらうことで個人情報保護の問題をクリアにしている。地区の役員、民生委員、奉仕団、保健指導員等が参加している。当日は大雨の影響もあり、若干少ない約 20 名が参加した。

はじめに県防災サポートアドバイザーから防災についての講演があり、その後社協職員からマップ作成方法の説明を行う。職員が各組を担当し、マニュアルに沿って作成した。約 30 分で完成。作成責任者は隣組長となっている。当日欠席した住民については、隣組長が後日自宅を訪問し、マップの作成について説明のうえ、掲載について了承してもらう。

マップは町の保健センターに設置している専用システムにデータを落とし込み、作成地区や消防署出動支援システムで活用する。保管は社協と区長(社協評議員)が行う。有事の際には作成した地図を出力し、行政や社協で使用するとしている。

また、9 月に行う防災訓練において区や常会単位での避難誘導訓練に活用している。

見直しは年間計画により 4 月に説明を行い、5 月以降順次社協、区、常会で行う。

【マニュアルの内容】

- ・災害時住民支え合いマップとは
- ・災害時住民支え合いマップの作成手順
- ・災害時住民支え合いマップの見直しについて
- ・見直し手順
- ・個人情報の取り扱いと地図への掲載同意について
- ・マップの活用方法



●ポイント

町と社協、自治会が協働して計画的に作成を進めており、専用システムを用いて一元管理するなど行政、社協、地域が連携して作成している。

## 災害時住民支え合いマップ参考事例

### 『既存の隣組から全員参加の自主防災会によるマップ作成へ』

市町村名	上伊那郡南箕輪村	取材先	南箕輪村社会福祉協議会
市町村の概況	人口 14,822 人 5,715 世帯。高齢化率 20.6%。 (平成 24 年度 10 月 1 日現在 長野県毎月人口異動調査より)		
マップ策定状況・方法	策定状況：村内 4 地区で作成(平成 25 年 3 月現在) 災害時要援護者の範囲：把握方法：同意、手上げ方式 推進主体：村社会福祉協議会、自主防災組織等		

#### 事例概要

##### (南殿地区)

人口約 1,100 人。約 400 世帯。隣組加入率約 63%の地区。

自主防災組織会を組織し隣組に加入していない世帯も含めた全世帯が加入し、会長以下役員 12 名、係・班長まで約 100 名を役員とし、多くの方々に関わりをもってもらおう組織とした。

災害時住民支え合いマップ作りは、各戸全員参加をめざし、チラシや戸別訪問により参加を呼びかけた。その結果、全 7 回に分け作成し、780 名(参加率 71%)が参加した。

班編成についても、地形をもとに組織し、地理的に日常的に交流可能な班編成を行い、全員参加により作成したが、全員参加としたことで、初めて会う人の新たな交流が図れたり、より詳細な情報を得ることができた。そういった中で、連帯が生まれ、誰かれ構わず駆けつける機運が生まれ、防災から平日頃の支え合いへと発展していった。

また、防災訓練では、参加者 480 名、人口比率で 43.6%が参加し、アパートや独身寮からも 58 名が初参加となった。班ごとに一時避難所から最終避難場所まで避難することで、再度普段からの交流のきっかけとなった。その後、一時避難所から広域避難所へ移動して、図上マップ訓練を行った。

##### (沢尻地区)

沢尻地区内の 6 組がマップ作成を行った。自主防災組織、組長、民生委員が参加した。

沢尻地区は信州大学が近く、アパートが多く転入者も多くいる地域。以前は、外国籍住民等も多くいたが、一連の経済不況等もあり現在は少ない。

マップを作成する中で、昔から住んでいる住民は住民同士の付き合いがあり、見守りや支え合いが行われていることが分かったが、比較的新しくきた住民との付き合いが少ないこと(組に加入していない等もあった)や、アパートに空き部屋が多く、アパートに住んでいる住民の状況等が全く把握されていないことが分かった。

災害時の住民支え合いマップの作成だったが、災害時だけではなく地域課題等について検討する機会となった。

マップは、村社協が持ち帰り、システムに入力し、行政と情報を共有。マップの縮小版を作成し、組長・民生委員が保管。年 1 回行われる防災訓練の際に避難訓練を実施し更新を行う。

#### ●ポイント

既存の隣組から、自主防災会によるマップ作成に変えることにより、参加者の意識、災害時のみならず日常のつながりへの展開がされている。



## 災害時住民支え合いマップ参考事例 『マップの作成から地域課題に対する具体的な取り組み』

市町村名	塩尻市	取材先	塩尻市社会福祉協議会
市町村の概況	人口：67,625人、世帯数：25,614世帯、高齢化率：24.7% (平成24年度10月1日現在 長野県毎月人口異動調査より)		
マップ策定状況・方法	策定状況：市内33地区で策定(平成25年3月現在) 災害時要援護者の把握方法：手上げ方式 推進主体：市(防災課、地域づくり課)、市社会福祉協議会、住民		
事例概要	<p>塩尻市では、「ご近所支え合いマップ」として常会ごとにマップ作りを進めている。平成18年度住民支え合い活動総合支援事業を受け、モデル地区でマップ作成に取り組み、その後他地区への取り組みを広げている。</p> <p><b>【平成18年度モデル事業実施地区高田三区の取り組み概要】</b> (※平成21年12月25日発行「福祉だより信州」第655号掲載記事を一部改編) 区役員・町会長・公民館役員等で「支え合いづくり検討委員会」を立ち上げ、マップ作りの方向性、具体的方法・情報管理方法等を検討した。区民に対してチラシ等で広報・啓発活動を行った。その後、自分が困っていること、逆に支え合いのできることを記入してもらう「ご近所支え合いカード」を作成し、区民に配布。カードを委員会で分析したところ、「支援してほしいこと」「支援できること」の両方で多かったのは雪かきだったため、「雪かきマップ」を作成し、積雪時に玄関先等身体の不自由な方などの家の雪かきを進める取り組みに発展した。この活動は「支え合い推進委員会」となり、マップ作りを活かした近隣単位での災害時の対応策づくりと「雪かきマップ」の見直し作業につながっている。</p> <p><b>【桔梗ヶ原区の取り組み】</b> 桔梗ヶ原区では、平成20年度から「ご近所支え合いマップ作り」に取り組んでいる。区では、「地域支え合い委員会」(区役員、民生委員、福祉協力員、公民館、日赤奉仕団等で構成)を組織し、支え合い会議を実施している。マップ作成のプロセスを通じて地域課題を検討した結果、「雪かき作業」、「見守り活動」等のニーズがあることが分かり、区の「支え合い事業」として取り組むことになった。事業の取り組む中でマップの見直し作業を行っている。 [雪かき作業]：「ご近所支え合いカード」を各常会長に提出してもらう。各常会内でカードの内容を検討し、取りまとめ「雪かき一覧表」の作成を行う(区内の利用者、協力者を登録する)。常会長を経由し該当者に一覽を配布(依頼)する。 [見守り作業]：見守り活動の取り組み方を決め(①新聞が溜まっていないか確認②ポストに郵便物が溜まっていないか確認③洗濯物を確認④電灯がつかない等、ちょっと気に掛ける)。安否確認を行う中で気になることがあった場合に常会班長等を経由し報告する。</p> <p>発見者⇒常会班長⇒常会長⇒区長又は民生委員</p> <p><b>【その他】</b> 他地区において、マップ作成を契機に自主防災会が立ち上がった事例、要援護者等も参加して避難訓練を行った事例等がある。</p> <p>●ポイント マップ作りを契機に、地域のニーズ把握を行うきっかけとなっている。「雪かき」「見守り」等、具体的な活動につながっている。行政、社協が協力する形で、地区主体の取り組みを進めており、地区の実情にあった取り組みが推進されている。地区支え合いマップづくりを進める中で、日常生活課題や地域の人材を掘り起こし、地域住民同士での問題解決を図るための支え合い活動づくりにつながっている。</p>		